

## 第1回埼玉県指定出資法人あり方検討委員会 議事概要

1 開催日時 令和6年8月20日（火）10時00分～10時45分

2 開催場所 埼玉県庁本庁舎2階 庁議室

3 出席者

(1) 委員

伊藤 伸 委員、鎌田 竜彦 委員、栗田 美和子 委員、宍戸 信敏 委員、中澤 和美 委員、  
林 直樹 委員、藤田 由紀子 委員、松川 晃代 委員

※伊藤 麻美 委員は欠席であったが、事前に意見聴取し、事務局から報告。

(2) 県

大野知事（冒頭のあいさつ・委員紹介まで出席）

企画財政部 中山部長、都丸政策・財務局長

行政・デジタル改革課 藤井課長、上田副課長、秋穂主幹、新井主査

4 次第

(1) 開会

(2) あいさつ・委員紹介

（知事）

本県では、今から20年前の平成16年に、指定出資法人のあり方について大きな見直しを行ったところである。平成16年の時と現状を比較すると、現在ではデジタルの活用が前提の社会となっており、DXの進展によって業務、あるいはビジネスモデルを変革させ、その価値を高める取組があらゆる組織で行われるなど、社会経済情勢が大きく変化している。

そうした状況から、経済効率を求めべき法人については、DXの推進等による生産性向上や効率化を明示した年次計画書への転換を図るなど、更なる経営改革に取り組んでいくこととした。

まずは昨年度、「埼玉県指定出資法人経営評価委員会」を設置し、委員から、法人が経営改善等の取組を推進するための専門的な意見をいただいたところである。

他方、本県の指定出資法人は設立から数十年経過している法人があり、改めてそれぞれの法人が実施している事業や、あるいは組織形態が今の時代に合っているのかを検証する必要があると考えたところ、このたび法人を指導監督する立場にある県として各法人の事業と組織の現状について総点検を行ったところである。

しかしながら、法人が行う事業の中には県と一体となって実施しているものが少なくないため、当事者である所管部局としてはどうしても客観的な評価がしにくいといった面がある。

そこで、それぞれの法人の事業、あるいは組織のあり方について外部の専門家による視点を入れるため、「埼玉県指定出資法人あり方検討委員会」を設置し、法人経営等に優れた見識を有する皆様から提言をいただくこととした。

ちなみに、県庁では、DXでは5年間の取組をしており、例えば紙では、令和5年度は令和元年度と比較して全体で74%減っているなど様々な改革を進めているが、このような法人についても県とペースを合わせて改革を進める必要があると考えている。

委員においては、現在の社会経済情勢を踏まえ、それぞれの立場から、そもそも法人が実施している事業は真に必要なものであるのか、事業が必要であるとしても果たしてその法人に事業を任せる必要があるのか、更にはその法人の事業規模や経営の状況から今の組織のあり方やあるいは事業の実施のあり方が適切かなど、法人の事業と組織のあり方について、ぜひ大所高所から忌憚のない提言をお願いしたい。

それぞれの委員に私の方からお願いした理由は、それぞれの専門知識や経験等が、それぞれの各分野に長けた方ばかりだと思っているからである。

改めて本日の委員会が、県の施策、あるいは事業の一翼を担う指定出資法人の大きな改革の第一歩となることを期待する。

(3) 委員長互選

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会設置要綱第4条第1項に基づき、互選により藤田委員を委員長に選任した。

#### (4) 議事

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会設置要綱第5条第1項に基づき、藤田委員長を議長として会議を進行した。

##### ①あり方検討委員会の対象とする事業・組織について

資料について事務局から説明。

(委員)

幅広い分野において検討すべき課題があることを認識した。順調に推移していきそうな項目から改革すべきものまである。あらゆる分野で人手不足が心配される中、DXの強化、特にAIの導入により改善されるものもあるかと思うが予算との兼ね合いも考慮し、ベストタイミングで行動を起こせればと思う。いずれにしても埼玉県の未来の為になるのであれば厳しい意見を含め、皆さんとしっかり議論できればと思う。

(委員)

本委員会の対象とする事業の選定基準に「事業費が大きい5事業以内を対象事業とする」とあるが、6以上の事業を実施する法人について、そのうち対象事業とならなかった事業に係る事業費が、他の法人の対象事業に係る事業費と比較して大きい場合、当該事業を本委員会の対象としなくてよいのか。

法人が抱える財務上のリスク（有利子負債がある場合等）や、県による法人への貸付・損失補償の状況についても、対象事業の選定に当たってのポイントになるものと考えてどうか。

本委員会の対象事業とならなかった事業については、別の方法で検討が行われるのか。

(事務局)

6以上の事業を実施する法人については、対象事業とした5事業が概ねその法人の主要事業であることから、これらをご覧いただくことで法人が実施する事業を概ね確認いただけるものと考えている。また、これらの主要事業のあり方の検討は組織のあり方の検討にも影響すると考えており、抽出した5事業でご議論をお願いさせていただきたい。

法人が抱える財務上のリスクや、県による法人への貸付や損失補償の状況については、対象事業のあり方について検討を行ったのちの組織のあり方検討の中でぜひとも議論をお願いしたいと考えている。

対象事業とならなかった事業については、最終的にその法人の組織のあり方の検討に当たって必要な場合に確認をお願いしたいと考えている。

(委員)

平成16年度のあり方検討委員会における提言内容について、次回の事前ヒアリングまでに委員側として把握はできるか。

不適切事案については、各法人が作成する事業点検シートにおいて令和3年度以降の事案を記載することになっているが、本委員会は平成16年度のあり方検討委員会以来の開催であるため、検討の継続といった観点から、平成16年度以降の事案があれば把握できた方がいいと考えているがどうか。

資料30ページ「あり方検討委員会の対象とする事業・組織について」の「事業あり方検討の視点（考え方）」のうち「(3)現在の執行方法は適切か」の項目に、「契約手続き等に見直しの余地はないか」として「見直しを検討する例：随意契約の妥当性、一者応札、高い落札率、県OB在籍企業への発注など」とあるが、各法人が作成する事業点検シートでは県から法人への委託方法などの事実関係が把握しにくいと感じた。追加の補足情報として資料を提供してもらうことは可能か。

(事務局)

平成16年度のあり方検討委員会の提言内容及びそれに対する対応状況については、各所管部

局・法人と調整をさせていただいた上で、ご提供できるよう準備をさせていただく。

不適切事案についても、法人による事業の遂行能力があるかといった観点でご検討いただく場合には必要と思われるため、ご提供できる範囲のものについて、各所管部局・法人と調整して準備をさせていただく。

事業のあり方検討の視点における事業の執行方法の部分についてはごもっともなご指摘であり、こちらについても各所管部局・法人と調整して準備をさせていただく。

(委員)

対象事業の選定基準では事業費の大きさがメインとなっているが、多くの法人は、県からの委託料等をもとに事業を実施しているものと思われる。この委託料等については、財源がどうなっているのか、特に地方交付税の算定対象に入っているのか、入っていないのかをしっかりと認識して事務を考える必要があり、次回の事前ヒアリングまでに県支出額の財源についての説明をお願いしたい。

事業のあり方検討における、事業実施の必要性、また誰が事業を実施すべきか、という考え方の中に、民間セクターでもすでに実施されているのか、民間セクターでも実施できるのかといった視点も加えてみてはと考えるがどうか。

(事務局)

県支出額の財源については、各所管部局に伝え、事前ヒアリングの実施までに準備をさせていただく。

民間セクターでの実施に関する意見については、事務局で整理をさせていただいた上で、検討における考え方の中に含めたいと考える。

(委員)

対象事業として54事業を抽出しているが、これは事業費で全事業の何%をカバーしているか。

仮にある法人が実施する事業のうち、約6割が対象事業として5事業のうちに入ったとしても、法人全体の改廃を考えたときに、対象事業とならなかった事業について、事業費は小さいが重要といった理由で法人を残さなければならないといった判断になる場合があるかと思われる。今ある対象事業のみで全ての判断をしきれない可能性があり、そのこのところをどのように考えているか。

(事務局)

手元に資料がないため後程提供させていただくが、事業費の大きい順に対象としているため、かなりの部分をカバーしていると考え。

対象事業とならなかった小さな事業が、法人の組織のあり方において重要な部分となり、この事業があると組織の見直しが難しいということであれば、その事業について確認いただくことは可能と考えている。

(委員)

資料22ページに「過去に類似の検討委員会で」とあるが、どのような委員会があったのか。

各法人においては、監査が実施されており、また作成された事業計画に基づいて事業を実施しているものと思われるが、そのような事情はいったん考慮せずに検討を行うということによいか。

(事務局)

類似の検討委員会は、平成16年のあり方検討委員会のみとなる。

各法人において監査等を実施しているという点については、時代が変化する中で果たして法人がこのままでいいのか、というところを立ち止まって考える必要があると考えており、監査等の実施の状況と時代の流れと、そういったところを両方勘案していただき、提言をいただければと考えている。

(委員)

資料22ページの2に「事業費が大きい5事業を対象事業とする。ただし、過去に類似の検討委員会で課題として指摘された事業等については、優先して対象事業とする。」とあるが、この但し書きの部分の対象事業は全54事業のうちどれくらいの割合か。また、同じく但し書きで対象とされた事業は1法人で最大何件となるか。

(事務局)

平成16年のあり方検討委員会の関係と不適切事案を含めて全部で15件となり、資料でいうと23ページの「過去に課題を指摘された事業(15事業)」の部分になる。また、但し書きで対象とされた事業が1番多い法人は、27ページ18番の埼玉県公園緑地協会であり、事業数は4つとなる。(「※」は2つとなっているが、①のしらこぼと公園・川越公園・加須はなさき公園の3公園と②の秋ヶ瀬公園を合わせて4つとなる。)

(5) 閉会